



2024年12月9日

各 位

会社名株式会社幸楽苑代表者の役職名代表取締役会長兼社長新井田傳(東証プライムコード番号7 5 5 4)問い合わせ先専務取締役管理本部長渡辺秀夫TEL0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1

# 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2024年12月9日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

# 【本資金調達の目的】

当社は、経営方針に「原点回帰」を掲げ、「外食の原点である魅力のある商品作りとメニューの絞り込み」、「全店舗のQSC(品質、サービス、クリンネス)立て直し」、「安全安心な食事環境の提供」に取り組んでおり、「幸楽苑」店舗ひとつひとつが社会インフラと考え、地域社会の発展に貢献することで企業価値を高め、地域に必要とされる企業を目指してまいりました。

わが国経済は、行動規制緩和による個人消費回復等により経済活動は正常化に進んでおります。一方、経済活動の正常化に伴う人手不足による人件費上昇、不安定な国際情勢を背景にした物価高、これらの状況により、当社の属する外食産業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くことが見込まれます。このような状況の中、当社事業を強化・拡大させていくためには、事業環境の変化に迅速に対応しながら、着実に成長戦略を推進していく必要があると考えております。具体的には、「魅力のある商品作りとグランドメニューのブラッシュアップ」、「原点に立ち返ったQSCの向上」、「ロードサイド店舗の23時までの営業時間延長」、「人材育成による幸楽苑ブランド強化」、「デジタルマーケティング強化」を推し進めることで、当社の業績拡大を目指しております。

今般の新株式発行による調達資金は、上記の経営戦略に基づいた「幸楽苑」店舗改装及び設備更新、生産開始後40年を経過した郡山工場及び同20年を迎える小田原工場の設備更新、次期店舗支援システム構築等に伴う設備投資関連費用並びに借入金の返済に充当する予定です。

本資金調達を通じ、当社の成長戦略を加速させ収益力の更なる向上を図るとともに、自己資本の拡充により財務基盤を強化することで、持続的な事業拡大に向けた資金調達余力を高め、当社の企業価値の向上と株主の皆様の利益の最大化を目指してまいります。

# 1. 公募による新株式発行(一般募集)

(1) 募集株式の当社普通株式 3,033,700株 種類及び数

(2) 払 込 金 額 の 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条 決 定 方 法 に規定される方式により、2024 年 12 月 17 日 (火) から 2024 年 12 月 20 日 (金) までの間のいずれかの日 (以下、「発行価格等決定日」という。) に決定する。

(3) 増加する資本金及び 増加する資本金の 資本 準備 金の 額 る資本金等増加限

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。

(4) 募 集 方 法 一般募集とし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下、 「引受人」と総称する。) に全株式を買取引受けさせる。

> なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の 定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式 により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社 普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日 の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条 件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。

- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における 発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である 払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の 日まで。
- (7) 払 込 期 日 2024年12月24日(火)から2024年12月27日(金)までの間の いずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役会長兼社長に一任する
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. を参照のこと。)

(1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 455,000 株 種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集における需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定される。

- (2) 壳 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は一般募集 における発行価格(募集価格)と同一の金額となる。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集における需要状況等を勘案し、 455,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式につい て売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。

- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認について は、当社代表取締役会長兼社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件となる。

# 3. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1. を参照のこと。)

- (1) 募集株式の 重類及び数 455,000株
- (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における 決 定 方 法 払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出され 資本 準備 金の 額 る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満 の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本 金の額を減じた金額とする。
- (5) 申 込 期 日 2025年1月21日(火)
- (6) 払 込 期 日 2025年1月22日(水)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行 に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役会長兼社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

#### くご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にともない、その需要状況等を勘案し、455,000 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は 2024 年 12 月 9 日 (月) 開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式 455,000 株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を 2025 年 1 月 22 日 (水)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から 2025 年 1 月 17 日(金)までの間(以下、「シジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第 三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

- 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移
  - (1) 現在の発行済株式総数 17,443,841株 (2024年12月9日現在)
  - (2) 公募増資による増加株式数 3,033,700株
  - (3) 公募増資後の発行済株式総数 20,477,541 株
  - (4) 第三者割当増資による増加株式数 455,000株 (注)
  - (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 20,932,541 株 (注)
    - (注) 前記<ご参考>1. に記載のとおり変更する可能性があります。

#### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限4,201,258,072円について、1,060,000,000円を2027年3月期までに既存店舗の改装及び設備更新のための設備投資資金に、1,023,000,000円を2026年3月期までに既存工場における生産設備更新のための設備投資資金に、300,000,000円を2027年3月期までにITシステム更新費用としての設備投資資金に、残額である1,818,258,072円を2025年3月期までに借入金の返済資金に充当する予定です。

上記手取金について、実際の充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。 なお、当社の主な設備投資計画は、2024年12月9日現在(ただし、既支払額については2024年10月31 日現在)、以下のとおりとなっております。また、資金調達方法欄については、今回の増資資金を含め て記載しております。

事業所名	所在地	セグメン トの名称		投資予定金額		資金	着手及び	着手及び完了予定	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)	調達方法	着手	完了	完成後の 増加能力
既存営業 店舗	福島県 郡山市他	ラーメン 事業	設備更新	956, 000	99, 134	増資資金 及び自己資金	2024年3月~ 2027年2月	2024年4月~2027年3月	-
既存営業 店舗	福島県 郡山市他	ラーメン 事業	店舗改装	504, 000	I	増資資金	2025年2月~2027年2月	2025年3月~2027年3月	-
生産工場	福島県郡山市	ラーメン 事業	設備更新	829, 000	l	増資資金	2025年2月~2026年2月	2025年3月~2026年3月	ı
生産工場	神奈川県小田原市	ラーメン 事業	設備更新	194, 000	-	増資資金	2025年2月~2026年2月	2025年3月~2026年3月	-
本社	福島県郡山市	ラーメン 事業	システム構 築、設備更新	300, 000	-	増資資金	2025年4月~ 2027年2月	2025年5月~2027年3月	_

# (2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。

## (3)業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社の収益力の向上及び財務基盤の強化に繋がり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

#### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する配当方針を重要政策のひとつと考えており、会社の競争力を維持・強化して、株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等を決定する機関は、会社法第459条の規定に基づき取締役会であります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保による資金は、新規店舗出店等に充当することを予定しており、将来的には収益性の向上を図り利益還元を行う予定であります。

#### (4)過去3決算期間の配当状況等

	2222 F 2 F 1	2222 F 2 F 11	2021 7 2 7 4
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (連 結)	24.87円	△189. 97 円	6.08円
1株当たり年間配当金	_	_	_
(内、1株当たり中間配当金)	(-)	(-)	(-)
実績配当性向(連結)	-	-	-
自 己 資 本 利 益 率 又は損失率(△)(連結)	11.05%	△128. 67%	7. 44%
連結純資産配当率			_

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
  - 2. 実績配当性向(連結)は、無配のため記載しておりません。
  - 3. 自己資本利益率又は損失率(連結)は、親会社株主に帰属する連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本(連結純資産の期首と期末の平均)で除した数値です。
  - 4. 連結純資産配当率は、無配のため記載しておりません。

## 5. その他

(1)配分先の指定 該当事項はありません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権(ストック・オプション)を発行しております。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(20,932,541株)に対する下記の交付株式残数の比率は1.83%となる見込みであります。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

新株予約権(ストック・オプション)の付与状況(2024年10月31日現在)

決議日	交付株式 残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
2022年6月24日	22,000株	1,222円	739円	自 2024年6月25日 至 2027年6月24日
2024年6月21日	362, 500株	1,360円	680円	自 2026年6月22日 至 2029年6月21日

#### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

# 第三者割当増資

年月日		増資額	增資後資本金	增資後資本準備金	
	2023年7月31日	680,373 千円	3,328,459 千円	3,424,200 千円	

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

		10		
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	1,719 円	1,312 円	1,040 円	1,392 円
高 値	1,747 円	1,323 円	1,465 円	1,425 円
安 値	1,285 円	997 円	971 円	1,151円
終値	1,317 🖰	1,040 円	1,394 円	1,342 円
株価収益率(連絡	吉) 52.96 倍	△5.47 倍	229. 28 倍	一倍

- (注) 1. 2025年3月期については、2024年12月6日までの状況です。
  - 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益又は純損失で除した数値です。また、2025年3月期については期中であるため記載しておりません。
- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

## (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社ラニケアコーポレーション及び株式会社NNアセットマネジメントは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストック・オプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。